

広島県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町三河内字山川一二三の五、一二六の三、一二六の四、一二七の一から一二七の三まで、甲一二八、乙一二八、一二九から一三三まで、一三七、一四三、字三疋谷一六九から一七四まで、一八四から一八八まで、一九九から二〇一まで、二〇五から二〇七まで、二二五から二二八まで、二三〇から二四七まで、二五〇、二五二から二七九まで、二八一から二八四まで、二八九、二九〇、三〇〇から三〇二まで、三〇八、三一九、三二〇、三二二から三二四まで、三二六、三二八から三三二まで、三三四から三三六まで、三三九、三四一、三四二、三四四、三四五、三四七から三四九まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)